

## 川崎市営住宅使用料等不納欠損処分取扱要綱

(趣旨)

第1条 川崎市営住宅条例(昭和37年条例第32号)及び川崎市特定公共賃貸住宅条例(平成5年条例第42号)に規定する使用料(使用料相当額の損害賠償を含む)の未納のうち、回収の見込みのない使用料等について債権の合理的かつ適切な管理のために行う欠損処分については、川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)のほか、この要綱の定めるところによる。

(欠損の対象)

第2条 この要綱における欠損の対象は以下に掲げるものとし、この要綱において以下「住宅使用料等」という。

- (1) 市営住宅使用料
- (2) 特定公共賃貸住宅使用料
- (3) 駐車場使用料
- (4) 損害賠償金(住宅使用料相当額)

(処理対象)

第3条 住宅使用料等の不納欠損は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 消滅時効が完成したもの
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項の規定により当該住宅使用料等の未収分についてその責任を免れたもの
- (3) 名義人死亡後、親族から相続放棄した場合など、請求するものがないと認められるもの

(欠損処理)

第4条 不納欠損処理は、年度末にこれを処理するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い平成13年2月1日実施の「川崎市営住宅使用料の不納欠損処分基準」は廃止する。